

令和4年12月23日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズ

期間: 令和4年12月23日から令和5年3月22日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズの元代表取締役社長が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ(贈賄)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ(贈賄)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 中川 勝文 (内線 6310)

経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和4年12月23日
近畿地方整備局

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズの元代表取締役社長は、令和元年11月～令和4年1月にかけて、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事に組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約1,400万円を渡したとして、令和4年10月19日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズの元代表取締役社長が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ(贈賄)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ(贈賄)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3カ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ
東京都港区虎ノ門1丁目23番1号
代表取締役 大山 俊哉

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年12月23日から令和5年3月22日まで(3カ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)

4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等

ロ 一般役員等